

令和 ● 年 ● 月 ● 日

船橋市長あて

所有権以外の 権利を有する者	住 所	船橋市東船橋 5-7-7
	電話番号	047-436-●●●●
	氏 名	船橋税務署長

実印

生産緑地に係る権利消滅確約書

生産緑地法第10条の規定に基づき下記生産緑地の買取り申出が行われ、同法第12条第1項又は第2項の規定により買い取る旨の通知書の発送が行われた場合には、当該土地に係る下記権利を消滅させることを確約します。

記

買取り申出を行う土地所有者の氏名及び住所			
住 所	船橋市湊町 2-10-25		
氏 名	船橋 太郎、船橋 次郎、船橋 三郎、船橋 四郎		
買取り申出を行う生産緑地の所在及び地番・地目・地積			
所在及び地番	船橋市 ●●町 5丁目 111		
地 目	畑	地 積	9,000 m ²
※ 当該生産緑地に存する所有権以外の権利			
種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所	
抵当権	受付年月日：平成30年11月1日 受付番号：第●●号 原因：平成30年4月1日相続による相続税および利子税の平成30年10月1日設定 債権額：金●億円 債務者：船橋市湊町 2-10-25 船橋太郎	住所	船橋市東船橋 5-7-7
		氏名	財務省（船橋税務署）